

# 変更届に必要な書類

(全日・滋賀県本部提出)

## 【1.商号又は名称の変更】

- ①県に提出した県の受理印のある書類一式
- ②当協会の「変更届」

## 【2.代表者の変更】

- ①県に提出した県の受理印のある書類一式と以下協会の書類
  - ②変更届
  - ③代表者の写真
  - ⑤連帯保証人届
  - ⑥⑤で押印した保証人1名の印鑑証明書（原本）
- ※代表者以外の役員変更の場合は県提出書類（写）と謄本（写）

## 【3.事務所の移転】

- ①県に提出した県の受理印のある書類一式
- ②当協会の「変更届」

## 【4.専任宅地建物取引士の変更】

- ①県に提出した県の受理印のある書類一式
- ②当協会の「変更届」
- ③就任した場合、取引士証の写し

## 【5.政令使用人の変更】

- ①県に提出した県の受理印のある書類一式
- ②当協会の「変更届」
- ③就任した場合、政令使用人の写真

## 【6.従業員の変更の場合】

採用・異動・退職等

- ①宅地建物取引業者従事者異動届（県提出分の1枚）

※TEL・FAX変更の場合は協会の「変更届」が必要です

※法人⇄個人への変更や、免許換え等については、お問い合わせください。

順序

滋賀県土木住宅課へ書類提出（滋賀県庁新館6階）（受付印押印） TEL077-528-4231



全日滋賀県本部へ書類提出 TEL077-523-5151